

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市雇用機会拡充事業補助金
補助の区分	事業補助（奨励補助）
補助の概要	雇用増を伴う創業又は事業拡大を行う民間事業者等に対してその事業資金の一部を補助することにより、特定有人国境離島地域における雇用機会を拡充し、持続的な居住が可能となる環境の整備を図ることを目的とする。
補助事業者	佐渡市内において創業する者（事業を承継する者を含む。）、佐渡市内の事業所において、事業拡大を行う者、主として佐渡市の商品、サービス等の販売を目的として佐渡市以外の地域において創業する者
補助対象経費	雇用創出効果が見込まれる創業又は事業拡大に要する経費
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	創業（上限450万円）事業拡大（上限1,200万円）設備投資を伴わない事業拡大（上限900万円）
※少額補助金は廃止	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	3/4以内（国1/2 県1/8 市1/8）
※補助率は原則1/2以下（市単独の場合）	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
	市単独費は1/8
数値目標等	数値化
※数値目標の設定検証	起業・規模拡大を含めた創業等数10件/年 ○目標に対する費用対効果（計算式） 企業・第二創業による雇用の創出30人/年 経済波及効果 13,847万円（1次+2次、直接は含まず） ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	平成30年1月1日
見直し時期	
補助終期	-
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由 国の補助制度によるため
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） ホームページ等で募集する
事業担当（担当部署）	地域振興課 商工振興係
事業担当（電話番号）	0259-63-4152（直通）